

○北海道警察航空隊運営規程

北海道警察本部訓令第4号

令和4年3月15日

改正 令和5年1月26日警察本部訓令第1号

北海道警察航空隊運営規程を次のように定める。

北海道警察航空隊運営規程

北海道警察航空隊運営規程（平成20年北海道警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 管理体制等

第1節 管理体制（第8条－第13条）

第2節 勤務制等（第14条）

第3章 航空機の運用

第1節 機長の任務等（第15条－第17条）

第2節 航空機の要請（第18条・第19条）

第3節 広域運用（第20条・第21条）

第4節 事故発生時の措置（第22条－第25条）

第4章 航空機の整備

第1節 機付長等の指定（第26条・第27条）

第2節 点検整備（第28条）

第3節 安全管理（第29条－第32条）

第5章 補則（第33条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、北海道警察本部警備部航空隊（以下「航空隊」という。）の運営並びに警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 航空隊の運営並びに航空機の運用及び整備等に関しては、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空業務 航空機の運用、整備その他の航空機に関する業務をいう。

(2) 航空機等 航空機、航空用装備品、航空機に係る附属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。

(3) 航空従事者 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(4) 航空基地 事務所、格納庫、航空機の整備のための施設、通信設備その他所要の施設及び設備を備えるものをいう。

(5) 航空機事故 航空機による人の死傷、航空機の損傷その他航空機に係る事故をいう。
(航空業務の基本)

第3条 航空業務は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、計画的にこれを行わなければならない。

2 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、警察庁長官（以下「長官」という。）が毎年度定める航空業務計画の策定の指針に基づき、毎年度の航空業務計画を策定するものとする。

3 警察本部長は、前項の規定による航空業務計画の策定後速やかに、これを長官に報告するものとする。

4 警察本部長は、第2項の規定により策定した航空業務計画に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行うものとする。

(活動の拠点等)

第4条 航空隊に、本隊及び分遣隊を置く。

2 本隊及び分遣隊に航空基地を置き、当該基地の名称、位置及び担当区域は、次表に掲げるとおりとする。

区 分	航空基地の名称	位 置	担 当 区 域
本 隊	北海道警察本部 警備部航空隊	札幌市東区栄町964番地 札幌飛行場内	北海道警察の 管轄全域
分 遣 隊	北海道警察本部 警備部航空隊 帯広分遣隊	帯広市泉町西8線中9番11号 帯広空港内	

(任務)

第5条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属との連携を図るものとする。

(組織及び編成)

第6条 航空隊の組織、編成及び事務分掌は、別に定めるところによる。

(隊旗)

第7条 航空隊に隊旗を備える。

2 隊旗の制式は、附図のとおりとする。

第2章 管理体制等

第1節 管理体制

(航空機運用管理事務の総括)

第8条 北海道警察本部警備部長（以下「警備部長」という。）は、航空機の運用及び管理について総括的な責任を負うものとする。

(隊長の職務)

第9条 北海道警察本部航空隊長（以下「隊長」という。）は、第3条第2項の航空業務計画に従って航空隊を運営し、航空隊の職員（以下「隊員」という。）の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 隊長は、前項に規定する職務を実施するため、第3条第2項の航空業務計画に基づき、毎年度の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画を作成しなければならない。

3 隊長は、航空隊の運営に当たっては、機動隊その他の所属と緊密に連携させなければならない。

(分遣隊責任者)

第10条 隊長は、警部以上の階級にある隊員又は警部以上の階級に相当する職務にある隊員の中から分遣隊責任者を指定する。ただし、これにより難しい場合は、警部補の階級にある隊員又は警部補の階級に相当する職務にある隊員の中から分遣隊責任者を指定するものとする。

2 分遣隊責任者の業務は、別に定めるところによる。

(運航責任者)

第11条 隊長は、航空従事者たる警部以上の階級にある隊員の中から、規則第9条に規定する運航責任者を指定し、第9条第1項各号に掲げる業務を行わせるものとする。

(整備責任者)

第12条 隊長は、航空従事者たる警部以上の階級に相当する職務にある隊員の中から、整備責任者を指定し、特に整備に関する業務を行わせるものとする。

(安全担当者)

第13条 隊長は、航空従事者たる警部補以上の階級にある隊員又は警部補以上の階級に相当する職務にある隊員の中から、規則第10条に規定する安全担当者を指定し、航空安全に関する業務を行わせるものとする。

第2節 勤務制等

(勤務制等)

第14条 隊員の勤務制及び勤務時間は、別に定めるところによる。

第3章 航空機の運用

第1節 機長の任務等

(乗務員の指定)

第15条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、その都度、飛行目的に応じて航空機を選定した上で、航空機に乗務する機長及び隊員を指定するものとする。

(飛行計画の承認等)

第16条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも、同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空基地から航空機を出発させようとするときは、運航責任者の承認を受けなければならない。

3 前二項の場合において、運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指名する航空従事者がその職務を代行するものとする。

(機長の責任と権限)

第17条 機長（機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下この条において同じ。）は、航空機の飛行につき、全ての責めに任ずるものとする。

2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うものとする。

3 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならないものとする。

第2節 航空機の要請

(警察職員からの要請)

第18条 所属長は、航空機の出動を要請する場合又は警察職員若しくは警察職員以外の者を航空機に搭乗させる必要がある場合は、航空機使用（搭乗）要請書（警察職員用）（別記第1号様式）により、警備部長に要請して承認を得るものとする。

(警察職員以外の者からの要請)

第19条 所属長は、警察職員以外の者から航空機の出動又は搭乗の要請があった場合は、その者に対し航空機使用（搭乗）要請書（警察職員以外用）（別記第2号様式）の提出を求めた上で、当該要請について警備部長の承認を得るものとする。

2 警備部長は、前項の要請の内容を審査し、当該要請が第5条に規定する航空隊の任務に準ずるものであり、かつ、真に必要と認められる場合に限り、これを承認するものとする。

第3節 広域運用

(都府県公安委員会からの要請)

第20条 警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定による都府県公安委員会からの航空機等の派遣要請を受けた場合は、北海道公安委員会の承認を得て、航空機等を派遣するものとする。

(派遣準備の開始)

第21条 隊長は、都府県警察管轄区域内において大規模災害等が発生したことを認知したときは、情報収集、部隊員搬送、被災者救助等のため、直ちに応援派遣のための準備を開始するものとする。

第4節 事故発生時の措置

(事故の報告)

第22条 機長は、航空機事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに隊長に報告するものとする。

2 隊長は、航空機事故の発生を認知したときは、事故の状況等について、速やかに、警察本部長に報告するものとする。

(事故発生時の措置)

第23条 隊長は、航空機事故の発生を認知したときは、直ちに救護活動その他必要な措置を講ずるよう指示するとともに、事故状況等の把握に努める。

(事故発生時の調査)

第24条 警察本部長は、航空機事故が発生したときは、当該航空機事故の原因を明らかにするため必要な調査を行うものとする。

(長官に対する報告)

第25条 航空機事故が発生した場合における規則第15条第2項及び規則第16条第2項に規定する長官に対する報告は、警察本部長が行うものとする。

第4章 航空機の整備

第1節 機付長等の指定

(機付長)

第26条 隊長は、一定の資格要件を有する隊員の中から、整備及び機体の管理を担当する機付長を航空機ごとに指定するものとする。

(検査員)

第27条 隊長は、一定の資格要件を有する隊員の中から、整備作業について最終確認をする検査員を指定するものとする。

第2節 点検整備

(整備の種類)

第28条 航空機の点検整備は、規則第21条に規定する普通整備、定期整備及び特別整備の区分に従い、細則第6条に規定する要領により行うものとする。

第3節 安全管理

(定期検査)

第29条 警察本部長は、6月ごとに、次に掲げる事項について、定期検査を行わなければならない。

- (1) 航空機等の整備の状況
- (2) 航空機等の整備に関する法令の遵守の状況
- (3) 航空機等の整備に関する記録の整理の状況

(飛行場の設置等)

第30条 警察本部長は、飛行場を設置し、変更し、休止し、又は廃止したときは、速やかに、長官に対し報告するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第31条 警察本部長は、北海道警察の管轄区域内における航空機の運航状況を考慮し、飛行場外離着陸場とすることができる適当な場所を指定しておくものとする。

(協力支援)

第32条 所属長は、隊長又は機長から、航空機の運航に当たり、気象情報の収集及び伝達、飛行場外離着陸場における警察職員以外の者の立入制限その他の必要な措置の要請があった場合は、協力又は支援を行うものとする。

第5章 補則

(細目の制定)

第33条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な事項は、警備部長が定めることができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

別記第1号様式（第18条関係）

第 年 月 日 号									
警 備 部 長 殿 要 請 者 所 属 (所属長) 官職・氏名 航空機使用（搭乗）要請書（警察職員用） 航空機の使用（搭乗）について、次のとおり要請します。									
目 的									
日 時									
飛行区域 又は経路									
搭乗場所					降機場所				
搭 乗 者									
職 名	氏 名	年 齢	体 重	職 名	氏 名	年 齢	体 重		
			kg				kg		
			kg				kg		
			kg				kg		
			kg				kg		
搭 載 物 件									
品 目					重 量	数 量	総 重 量		
					kg		kg		
					kg		kg		
					kg		kg		
参 考 事 項									
担 当 係 員 (連 絡 先)		(電話番号) (携帯電話)							
※ 航空隊記入欄		受 理			結 果				
		日 付		実 施 日		基 地			
		番 号		機 体		機 長			
			76	20	020	航空機使用要請書		1年	

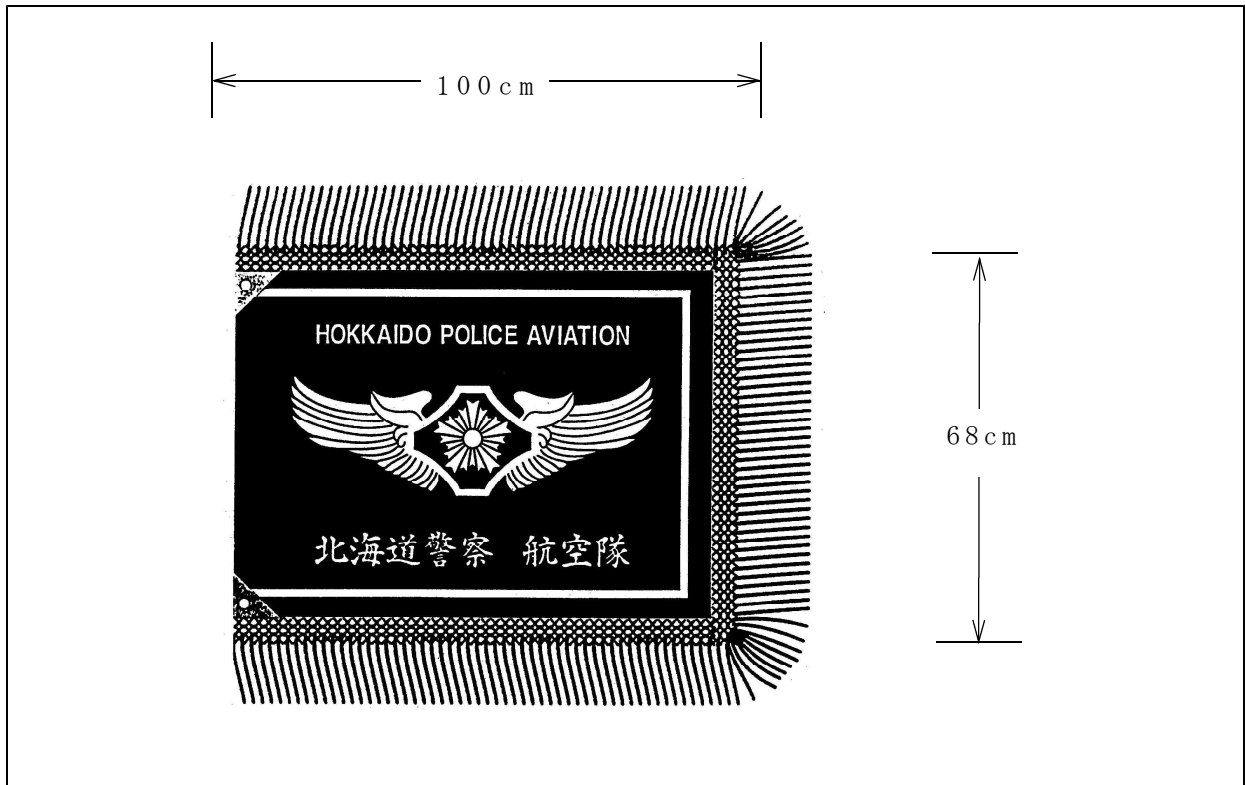
- 注1 文書番号は、航空機の要請を行う課（係）のものとする。
 2 搭乗者が8名を超える場合は、別紙に記入すること。
 3 搭載（携帯）物件は、品目ごとの総重量が10kg以上となる場合に記載するものとし、3品目を超える場合は、別紙に記入すること。
 4 ※印欄は、航空隊において記入する。
 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第19条関係）

第 年 月 日 号									
北海道警察本部警備部長 殿 要 請 者 役職・氏名									
航空機使用（搭乗）要請書（警察職員以外用） 航空機の使用（搭乗）について、次のとおり要請いたします。 なお、航空機に搭乗する場合は、当該機長の指示に従い、要請目的以外の要求はいたしません。また、故障等によって事故が発生しましても当方において処理し、貴本部に対し損害賠償等の要求はいたしません。									
目 的									
日 時									
飛行区域 又は経路									
搭乗場所					降機場所				
搭 乗 者									
職 名	氏 名	年 齢	体 重	職 名	氏 名	年 齢	体 重		
			kg				kg		
			kg				kg		
			kg				kg		
搭 載 物 件									
品 目					重 量	数 量	総重量		
					kg		kg		
					kg		kg		
					kg		kg		
参 考 事 項									
担 当 係 員 (連 絡 先)		(電話番号) (携帯電話)							
※ 航空隊記入欄		受 理			結 果				
		日 付		実施日		基 地			
		番 号		機 体		機 長			
		76	20	020	航空機使用要請書			1年	

- 注1 搭乗者が6名を超える場合は、別紙に記入すること。
 2 搭載（携帯）物件は、品目ごとの総重量が10Kg以上となる場合に記載するものとし、3品目を超える場合は、別紙に記入すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。
 4 規格は、A列4番縦長とする。

附図（第7条関係）



- 注1 地色は、紫紺とする。
- 2 地質は、正絹別織あや綿布とする。
- 3 文字、旭日章及び金糸盛上げ刺しゅうとし、マーク内の枠は銀糸盛上げ手刺しゅうとする。
- 4 フレンジモールは、別織金糸四段七宝飾房付きとする。